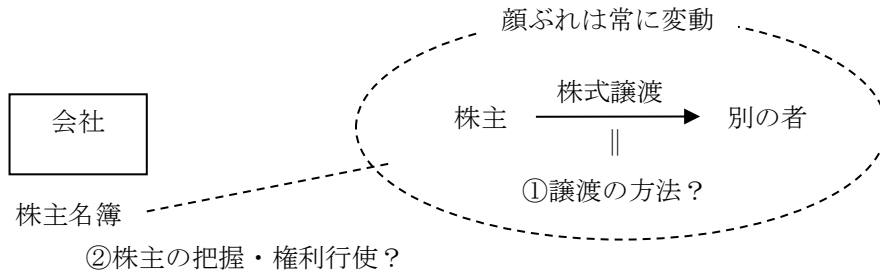


3.株式の譲渡方法

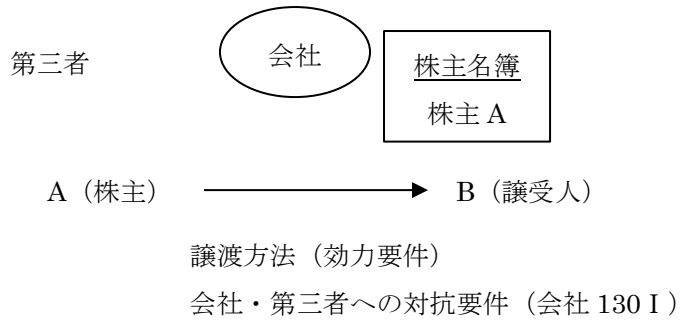
3-1.譲渡と権利行使のルール



	3-2：株券不発行 (振替株式以外)	3-3：株券発行会社	3-4：振替株式
譲渡方法（効力要件）	当事者の合意	株券の交付 (会社 128 I)	増加の記載 (社債株式振替 140)
第三者への対抗	名義書換え (会社 130 I)	株券の交付	増加の記載
会社への対抗	名義書換え (会社 130 I)	名義書換え (会社 130 II)	名義書換え (社債株式振替 161 III) ただし少数株主権等 ＝個別株主通知 (社債株式振替 154)
名義書換手続	株式取得者から名義 書換請求 [共同請求] (会社 133 II)	株式取得者から名義 書換請求 [株券を提 示して単独請求] (会社 133 II、 会社則 22 II ①)	総株主通知を受けて名 義書換え (社債株式振替 152)

3-2. 譲渡方法の原則

(1) 譲渡方法と対抗要件

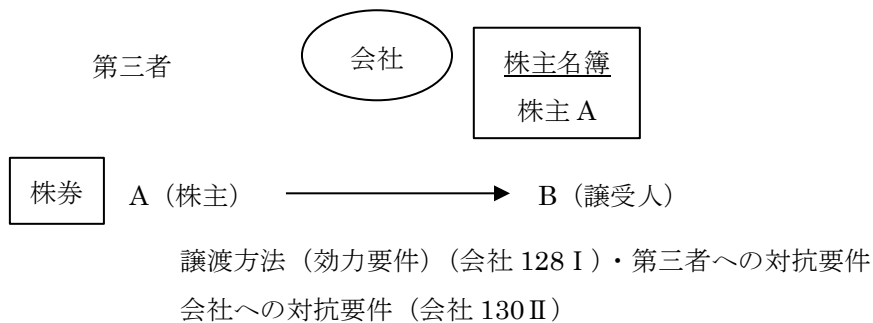


名義書換請求 (会社 133 I) —— 共同請求 (会社 133 II) / 例外 (会社則 22 I)

(2) 株主名簿記載事項証明書 (会社 122。社債株式振替 161 I も参照)

3-3. 株券発行会社

(1) 株券発行会社 (会社 117VII参照) —— 株券を発行する旨 (会社 214)



*有価証券

名義書換請求（会社 133 I）

——株券を提示して単独請求（会社 133 II、会社則 22 II ①）

権利推定（会社 131 I）——会社による拒絶 / 会社の免責

(2)株券についてのルール

(a)善意取得（会社 131 II）

無記名証券	小切手 [持参人払式]（民 520 の 14・520 の 20、小 21）、株券（会社 131）、新株予約権証券・新株予約権付社債券（会社 258）、社債券（会社 689）
指図証券	約束手形（手 16・77 I ①）、倉荷証券・船荷証券（民 520 の 4・520 の 5。商 606・762 も参照）

(b)記載事項（会社 216）

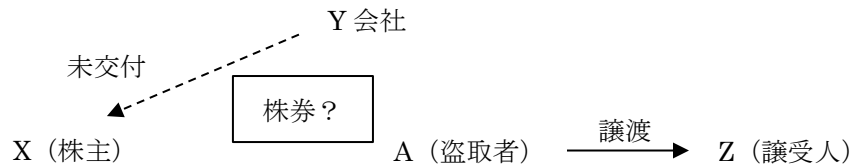
株券発行会社の商号、当該株券に係る株式の商号 etc.

(c)株券の発行時期（会社 215）・不所持の申出（会社 217）

(d)株券の成立時期

事例 3-a 株券の成立時期 [テキスト Case3-3]

Xは、Y会社の発起人の一人として、一定数の設立時発行株式を引き受け、Y会社の設立に伴い同社の株主となった。そこでY会社は、Xの株式に係る株券を作成し、X宛に郵送したが、郵送中にAにより盗取されてしまった。AはY会社の株主であると偽って、この株券を善意・無重過失のZに譲渡した。



最判昭 40・11・16 民集 19-8-1970

「商法二二六条 [会社 215] …にいう株券の発行とは、会社が商法二二五条 [会社 216] 所定の形式を具備した文書を株主に交付することをいい、株主に交付したとき初めて該文書が株券となるものと解すべきである。したがって、たとえ会社が前記文書を作成しても、これを株主に交付しない間は、株券たる効力を有しないこというまでもない…。」

判例に反対する見解もかつては有力だったが…

(e)株券発行前の株式の譲渡 (会社 128Ⅱ)

(f)株券発行の不当遅延——最大判昭和 47・11・8 民集 26-9-1489

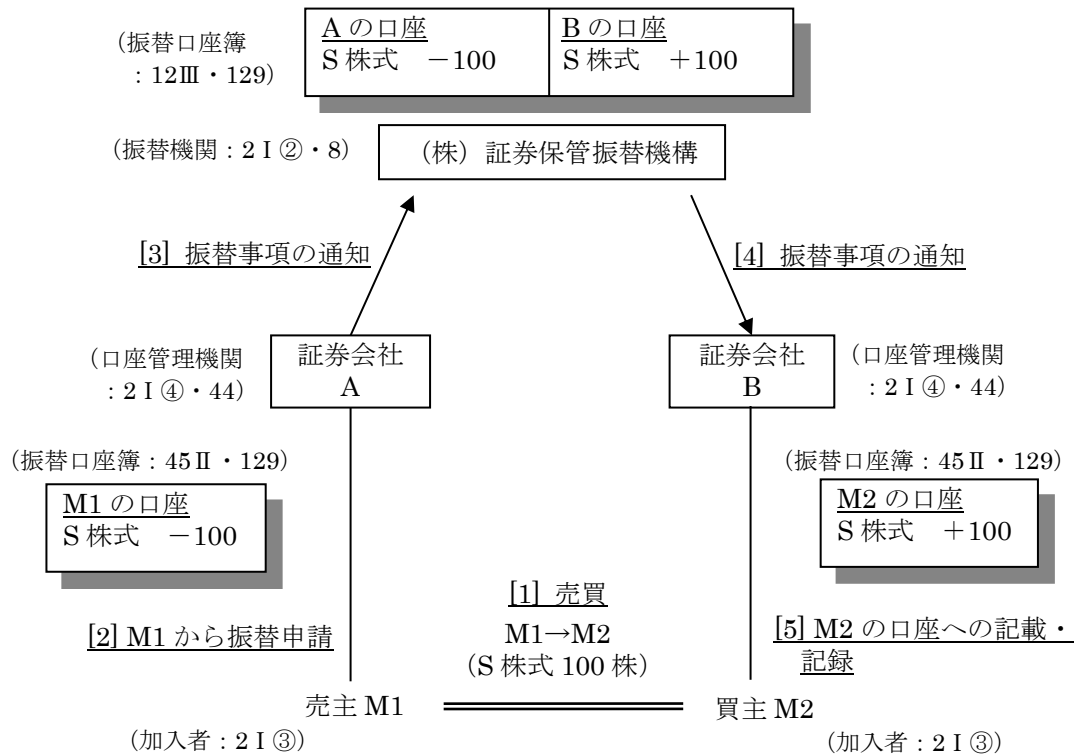
(g)株券喪失登録 (会社 221~233) [テキスト 3章3節 **3**(6)]

株券の紛失・滅失・盗難 → 株券喪失登録制度

3-4. 振替株式

(1) 株式の振替制度

上場会社の株式——昔は株券、今は振替株式（社債、株式等の振替に関する法律）



- * () 内の引用条文は振替法の条文
- * [2]～[5]の手続は、振替法 132
- * [2]～[4]の申請・通知に伴い、各口座に順次記載・記録

株式譲渡の効力要件（社債株式振替 140）

権利推定・善意取得（社債株式振替 143・144）

(2) ペーパーレス化

* 有価証券の歴史的意義